

V. シュトロームベックの会計論

——固定資産の取得原価評価及び減価償却が商法上
はじめて容認された意図を知る手がかりとして——

川 端 保 至

- I. まえがき
- II. 基本資産と基本資本
- III. 株式会社の分類
- IV. 基本資本維持の理論のもつ意味
- V. 固定の基本資産をもつ株式会社
 - 1. 基本資産と基本資本の等価値性
 - 2. 債権者保護への役立ち
 - 3. 売却時価決定の不可能性
 - 4. 経営貸借対照表と財産一覧表
- VI. 変動の基本資産をもつ株式会社
- VII. むすび

I ま え が き

本稿は、ドイツの1870年商法（株式法）改正に対する批判として出された v. シュトロームベックの論文¹を検討することによって、その後の1884年商法（株式法）改正が、商法上はじめて、いかなる意図のもとに営業用固定資産の取得原価評価を認め、そして減価償却ないし更新基金 (Erneue-

1 von Strombeck, Grundkapital, Grundvermögen und Bilanz der Aktiengesellschaften, insbesondere der Eisenbahngesellschaften, in: *Archiv für Theorie und Praxis des Allgemeinen Deutschen Handels- und Wechselrechts*, 37. Bd., 1878, SS. 1-33.

rungsfonds)の規定を設けたのかについて、手がかりを得ようとするものである。

株式会社の債権者保護の理念を制度的にはじめて明定したのは、ドイツの1870年商法(株式法)改正であった。この法律は、株式会社の設立に関し準則主義を採用し²、そしてそれに代る代償として債権者の保護をはかるために、資本維持の規定を設けた³。

それは具体的には貸借対照表の作成に関する問題に関係した。すなわち、資産の貸借対照表能力として換価価値を有する財貨と権利に限定し、貸借対照表評価として売却時価主義(より正しくは時価以下主義)をとる、一定の貨幣資本を維持してのちの余剰をもって配当可能利益の限度額

- 2 大隅健一郎『株式会社法変遷論』昭和28年、有斐閣、71頁。中村忠「ドイツにおける企業会計法の発展(1)」『商経論叢』(神奈川大学)、2巻3号、1966年12月、147頁。安藤英義「株式会社会計法評価規定の展開(二)」『商学研究』19、90頁。井上清『ドイツ簿記会計史』昭和55年、有斐閣、127頁。
- 3 1870年商法(株式法)改正法草案の理由書は、これについて次のように述べている。

「……今までなされてきた経験は、株式会社を国家の認可から解放するばあい、法律上、基本資本(Grundkapital)の形成と維持のために特別な配慮を要求している。この資本が、専らあるいは主として株式会社の本質を形成する。債権者は社員個人を信頼するのではなく、合同された資産(zusammengeschlossenes Vermögen)を信頼する。特にフランスの法律学において、c'est plutôt une société de capitaux que de personnes(それ《株式会社》は、人の会社というよりむしろ資本の会社である。)という文言で長い間強調されており、しかしフランスの立法においてはそれ相応の実施がなされていなかったこの原則は、国民経済的に非常に重要な株式会社が順調に発展し、国家の認可をなくすことによって何らの障害も生じないようにするために、あらゆる方面へ厳格に適用されねばならない。すでにこれに一致するのは、全部の基本資本の申し込みと一部分の払込みは株式会社が成立するまえに証明されなければならないという、2号のもとで論及されている基準《理由書の653-654頁》である。しかしこの観点によると、基本資本ないしそれに相応する有価物(Wertobjekt)の継続的維持もまた、それらが実際の損失によって減少せられないかぎり、考慮されるべきなのである。このことは、実務上適用するばあいには、とりわけ貸借対照表の作成に関する問題に関係する。」*Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstags des Norddeutschen Bundes, I. Legislaturperiode, Session 1870, 4. Band (Anlagen zu den Verhandlungen des Reichstags von Nr. 73-216), Aktenstücke Nr. 158, SS. 655-656.*

とすると規定した⁴。

法律の意図する債権者保護の理念を具体的に適用するための、1870年商法(株式法)改正の規定したこれら一連の規定によって、貨幣資本維持の原則が誕生することとなった⁵。

しかしながら、このように理念的には優れていた1870年商法(株式法)改正ではあったけれども、実際に施行してみるとさまざまな欠点が明らかとなった。というのは1870年商法(株式法)改正が、「いかなる委員会での予備審議も行われず⁶、根本的な準備もなく、いわばそそくさと決定されたため、全体としてみれば規定として不十分であったり、また実際的でない規定が存在していたためであった⁸。加えて、1870年改正法成立後の株式投機ブームとそれに伴う設立詐欺、その後の経済恐慌は、1870年改正法の

4 1870年商法(株式法)改正法については、大隅健一郎、前掲書、70-71頁。渡辺陽一「ドイツにおける貸借対照表論生成の背景(二)」『商学論集』28巻4号、66-69頁。中村忠、前掲論文、147-148頁。安藤英義、前掲論文、88-93頁。井上清、前掲書、127-128頁。Barth, Kuno, *Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts*, Band I, handelsrechtlich, Stuttgart 1953, SS. 71-75, 小島康裕訳「K・バルト・ドイツ貸借対照表法発達史(-)」『法政理論』2巻1・2合併号、117-121頁等を参照。

5 資本維持の原則については、武田隆二『最新財務諸表論(改訂版)』昭和58年、中央経済社、40-41頁。同著者「会計の論理と商法の論理の相剋」『企業会計』34巻8号、1982年8月、19-36頁、特に19-24頁。森田哲彌『価格変動会計論』昭和54年、国元書房、45-64頁。ならびに大森忠夫他編『注釈会社法(6)』昭和45年、有斐閣、64-65頁、231-233頁に掲げる文献および西山忠範『株式会社における資本と利益』昭和36年、勁草書房、36-45頁等を参照。

6 Oechelhaeuser, Wilhelm, *Die Nachteile des Aktienwesens und die Reform der Aktiengesetzgebung*, Berlin 1878, S. 44.

7 Barth, Kuno, *Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts*, Band II, 1, Stuttgart 1955, S. 147.

8 Oechelhaeuser, Wilhelm, *a. a. O.* S. 44. 1870年商法(株式法)改正法が、株式会社の会計実務といかに矛盾していたかについては、拙稿「ドイツ動態論生成以前の株式会社の利益決定——19世紀フョイセン鉄道会社の定款規定の変遷——」『同志社商学』33巻5号、44-75頁、「ドイツ動態論生成以前の株式会社の利益決定(2)——19世紀フョイセンにおける鉄道以外の株式会社定款規定の変遷——」『同志社商学』34巻6号、108-125頁を参照されたい。

9 当時の経済状況については、戸原二郎『ドイツ金融資本の成立過程』1963年、東京大学出版会、145-170頁を参照。

理念にもとづいて作られた株式制度を崩壊せしめるまでに至っていた。このような1870年改正法の諸規定の欠陥に対して、各方面からさまざまな批判が出されたのは当然のことであった。

本稿で取り上げようとするガルテレーゲン区裁判所判事 v. シュトロームベックの1878年の論文は、このような1870年改正法批判の流れの一つである。

約100年も前の文献をここに紹介しようとする意図は、シュトロームベックの主張が、当時商法の評価原則であった売却時価主義に対し批判を行っているからのみでなく、売却時価主義の背後にあり、売却時価主義を論理的帰結とする、1870年改正法によって採用された「基本資本維持の理論」(die Theorie vom zu erhaltenden Grundkapital) (上述の貨幣資本維持の原則と同義である。) に対し批判を加えるからである。

すなわち、彼は、「企業の目的」(Gegenstand des Unternehmens) (AHGB § 209 Nr. 2)¹⁰ を基準に会社資産を区分し、それにもとづき株式会社を分類する。そして1870年改正法の採用した基本資本維持の理論は、「企業の目的」達成のために莫大な設備を必ずしも必要としない会社(例えば銀行)には適用可能であるけれども、鉄道会社のように「企業の目的」達成のために膨大な設備を保有することが不可欠な株式会社には適用できないと主張する。それは単に売却時価が決定できないという理由のみからでなく、基本資本維持の理論のもつ本性から、この理論が、膨大な設備の保有が不可欠な会社には適用不可能なことを論証する。そして、このような会社の利益決定は、鉄道会社の会計実務として監督官庁によって長い間承認されてきた経営貸借対照表(Betriebsbilanz)¹¹ による利益計算(収入余剰計算)による以外になく、商法上もこの方法が認められるべきだと言うのである。

10 我国商法の当該規定は166条1項2号である。

つまり、彼の主張が、売却時価主義をめぐる法規定の単なる解釈論争ではなく、債権者保護の観点から採用された「貨幣資本維持の原則」という商法の計算規定の理論的支柱を批判の対象としているということであり、この点において、取得原価主義を採用しているとはいえ、基本的には「貨幣資本維持」という同じ土台の上に立っている我々商法の立場からみて、商法の計算規定の限界を認識し、あるべき計算規定を考える上で、シュトロームベックの主張を取り上げるべき価値があるものとする。

そしてこのような検討を通じて、その後1870年商法（株式法）改正法を克服するものとして、1884年商法（株式法）改正が、商法上はじめて、営業用固定資産の取得原価評価や、減価償却ないし更新基金の積立てをいかなる意図のもとに認めるに至ったかについての手がかりが得られるのではないかと思う。これが本稿の最終的な目標である。

結論のみを先に述べておきたい。

- ① 1870年商法（株式法）改正法の採用した「貨幣資本維持の原則」にもとづく利益計算方式は、企業の目的達成のためには必ずしも莫大な設備を必要としない、銀行や商事会社などを念頭において規定されたこと。
- ② したがって、鉄道会社のように膨大な設備の保有が不可欠な会社には適用できず、商法上別個の規定が必要とされたこと。
- ③ しかし1884年商法（株式法）改正は別個の規定を設けず、そのような設備（営業用固定資産）について、減価償却ないし更新基金の積立てを行うことを条件にして、取得原価評価を認めたこと。
- ④ これによって商法典は、依然として「貨幣資本維持の原則」の側に立ちながら、膨大な設備の保有が不可欠な会社の利益計算をも取り入

11 1870年商法（株式法）改正以前の鉄道会社の会計実務を知る手がかりとして、前掲拙稿「ドイツ動態論生成以前の株式会社の利益決定——19世紀プロイセン鉄道会社の定款規定の変遷——」を参照されたい。

れた、巧妙な利益計算体系を作り上げたこと。

まず、シュトロームベックの主張の基礎となっている「基本資産」(Grundvermögen) という概念の検討からはじめたい。

II. 基本資産と基本資本

株式会社の株式について払い込まれる現金資本 (baares Kapital), すなわち基本資本¹² (Grundkapital, 資本) は、「企業の目的」のために使われるのであって、払い込まれた現金額のまま保持されるのではない¹³。また会社債権者の担保物 (Haftobjekt) を形成するのは、企業の目的のために取得された会社資産であって、そのために使われた基本資本が担保物を形成するのではない¹⁴。

このように考えると、「企業の目的」を上位に置いて、株主によって出資された基本資本と、それを企業の目的のために使用することによって取得された会社資産とは区別できる。後者を、基本資本 (Grundkapital) に照応して、基本資産 (Grundvermögen) と呼ぶことにする¹⁵。基本資本と基本資産とを区別することは重要である¹⁶。しかし、商法典はこの区別をしておらず、それを重要であるとは考えていない。2つのものを区別するこ

12 ドイツ商法の Grundkapital という語は、我国においては、資本ないし資本金と訳されている。例えば、田中誠二『再全訂会社法詳論・上巻』昭和57年、勁草書房、112頁。しかし、本稿は、後述の Grundvermögen (基本資産) という語との対比のために、あえて「基本資本」と訳す。

13 v. Strombeck, a. a. O. S. 1. 例外は、基本資本を現金で保管しておくことが「企業の目的」である、というような株式会社が存在するばあいである。しかし、そのような会社は現在存在しておらず、将来も現われる可能性はない。

14 このことはむしろ現物設立 (Sachgründung) (AHGB § 209b) のばあいにも妥当する。v. Strombeck, a. a. O. SS. 1-2. 当時の現物設立に関する規定については、志村治美『現物出資の研究』昭和50年、有斐閣、19-23頁参照。

15 v. Strombeck, a. a. O. S. 2.

16 基本資本は、それが使用された後、貸借対照表の作成のさいに貸方側についてのみ意味をもち (AHGB § 239 a Nr. 3)、一方、基本資産は、借方側の相応の項目を形成する。

とがいかに重要であるかは以下で詳述する。¹⁷

ここでは次のような相違点のみを強調しておきたい。すなわち、基本資本は「計算上の数額ないし観念上の数額に過ぎず、特別な手續によらない限り、一定不動である¹⁸」のに対し、基本資産は現実の資産であり、価値的に変動するということである。換言すると、基本資本は固定価値 (fester Wert) をもち、基本資本でもって取得された基本資産は変動価値 (wechselnder Wert) をもつ。法律が、会社債権者の保護のために基本資本の維

17 基本資本と基本資産の区別の必要性について、商法学者トュールは次のように述べている。

「基本資本と基本資産は区別されるべきである。債権者が参照するのは、基本資産であって、基本資本ではなく、現存する資産であって、望まれる資産 (gewolltes Vermögen) ではない。基本資本ではなく、それに、つまりその額に相応する資産が確約される。基本資産は実際の資産であり、それは会社資産 (Gesellschaftsvermögen) の一部であるか、あるいは会社資産を形成する。会社資産は基本資産よりも大きいことがある。会社資産が基本資産よりも大きくないばあい、したがって同じか、あるいは小さいばあい、全部の会社資産が基本資産を形成する。ドイツ商法典は、基本資本に対しても、基本資産に対しても、基本資本という表現を使っている。学問は、このような不正確性を見ならってはならない。」Thöl, Heinrich, *Das Handelsrecht*, 1. Band, 5. Auflage, Leipzig 1875, SS. 518-519, Anm. 1. トュールについては、藤部榮三「ドイツ近代商法学の樹立者としてのハインリッヒ・トュール」『同志社法学』10号, 163-183頁。同著者「19世紀中葉におけるドイツ商法学界の趨勢」『同志社法学』8巻1号, 6-12頁を参照。

株式会社家レーベンフェルトも、彼の著者の中の「基本資産及び株式」と題する章において、株式会社にとって資産の存在は不可欠の前提条件であり、資産なしでは株式会社は存続しえないと述べたのち、次のように言っている。

「したがって、すべての株式会社は、その生成のはじめより基本資産を所有していなければならない。しかしながら、現行法は、この基本資産については何も述べておらず、《会社資本》(Gesellschaftskapital) あるいは別の個所で述べているように《基本資本》(Grundkapital) を要求している。その表現は完全に適切なものではなく、そして法律自体が別の個所で定めているものと、部分的に矛盾する。基本資本が問題となりうるのは、その語の言語上及び法技術上の意味に従えば、会社の資産がはじめから現金で、もしくは貨幣価値ある有価証券で存在しているにちがいないようなばあのみである。」Löwenfeld, Hermann, *Das Recht der Actien-Gesellschaften, Kritik und Reformvorschläge*, Berlin 1879, SS. 37-39, hier S. 39.

18 田中誠二, 前掲書, 112頁。

19 v. Strombeck, a. a. O. S. 2.

持を要求するという事は、変動価値、つまり基本資産が、固定価値、つまり基本資本と少なくとも等価であるべしということ、そして《将来においても》²⁰ 少なくとも等価であり続けるべしということの意味する。立法者は、このような要求の実行可能性とその結果についてほとんど考慮を払っていない。

商法典の規定するように、この要求がはたしてすべての株式会社に実行可能なのか、実行するといかなる結果が生じるのかを以下で考察する。そのため株式会社の「企業の目的」と、その目的によって条件付けられる基本資本の基本資産への転換 (Umsetzung) を基準にして、株式会社を3つの主要種類に区別する。そのうち第Iのものは2つに細分されるので、その結果株式会社は4つに分けられる。

III. 株式会社の分類

1. 第Iの主要種類に属する株式会社は、不動産であれ、動産であれ、資産が「企業の目的」に従った利用のために継続的に保有されることが不可欠な会社である。²¹ つまり、資産が再売却の目的で取得されるのではなく、基本資本が投下されている「固定の基本資産」²² (stabiles Grundvermögen) の継続的利用が問題となる。これに属する会社は、固定の資本資産の利用方法によって、さらに2つに細分される。

下位分類の第1のものは、固定の基本資産の利用が本質的には実体の消

20 v. Strombeck, a. a. O. SS. 2-3.

21 v. Strombeck, a. a. O. S. 4.

22 シュトロームベックは「固定の基本資産」について明確な定義を与えていない。全体の文脈から考えて「固定の基本資産」にあえて定義を与えるとするならば、「企業の目的」のために、不動産であれ、動産であれ、一定の資産を継続的に保有し、かつ利用することが不可欠なばあい、その目的のために基本資本をもって取得された資産、ということになる。

費 (Aufzehren der Substanz) にある会社である。²³ 例えば、自己の鉱山から鉄鉱石や石炭などを採掘している鉱業会社である。このばあい利益とは、自然によるものであれ、勤勉によるものであれ、果実でも生産物でもなく、基本資産の実体の一部なのである。実体の一部を取り出し、換金する。したがって、固定の基本資産を定款に従い利用するということは、基本資産が徐々に減少することを意味し、基本資本が固定の基本資産に投下されているかぎり、同時に基本資本も徐々に消費されることになる。²⁴

下位分類の第 2 に属する会社は、固定の基本資産を継続的に利用することによって、資産の損耗 (Abnutzung) は生じるけれども、(下位分類の第 1 の会社のように) 実体の消費は行われることなく、果実又は利益 (自然の果実又は勤勉の果実) を獲得するような会社である。²⁵ これに属するのは、例えば鉄道会社、機械製造工場、農業株式会社 (landwirtschaftliches Aktienunternehmen) である。²⁶

これらの会社が、固定の基本資産を企業の目的に従い鉄道営業、機械製造、農業に利用するということは、上述のように固定の基本資産の損耗を

23 v. Strombeck, a. a. O. S. 4.

24 v. Strombeck, a. a. O. SS. 4-5.

25 したがって、これに属する会社のばあい、下位分類の第 1 の会社のように、実体の一部を取り出し、換金することはない。

26 v. Strombeck, a. a. O. S. 5. 下位分類の第 2 に属する株式会社の基本資産について、レーベンフェルトは次のように述べている。

「次は、株式会社の基本資産が、もろんはじめは現金でありうるが、しかし、それを一定の目的のために利用するということが決まっており、その結果、その基本資産が、永久に何らかの別の有価物 (Wertobjekt) に姿を変えてしまうようなばあいである。これに属するのは特に鉄道であり、その他に、株式会社の設立後に設備をはじめて調達する、すべての工業企業 (industrielle Unternehmung) もこれに属する。このばあい《基本資本》という表現は、会社の設立の瞬間にはかろうじて妥当するが、しかし、それ以後は資格を失い、そして二度と取り戻すことはない。鉄道会社が設立されると、鉄道会社に捧げられた資本は、設立後すぐに、永久的に自由に使うことができる。資本は、鉄道路線に変えられなければならない。株主が、今後、それに対する自らの持分権を有するところの資産対象 (Vermögensobjekt)、すなわち株主がそれから果実を得るところの資産対象は、もはや資本ではなく、資本がその姿を変えた設備なのである。」 Löwenfeld, Hermann, a. a. O. SS. 39-40.

当然に伴う。しかし、この損耗は、人為的な方法で、例えば工場や鉄道設備の建築その他の修繕 (bauliche und sonstige Instandhaltung) や田畑への施肥などによって除去できるし、また通常の企業経営のばあい除去しなければならぬ。²⁷

この修繕は、利益を生み出す経営を続けていくために、つまり企業の目的遂行のために不可欠でさえある。したがって、このための支出は収益から控除されなければならず、しかるのちに純利益が算定されなければならない。固定の基本資産は、このばあい本来の状態のままで維持できるし、(また企業の目的遂行のために) 維持しなければならない。²⁸

しかし注意すべきことは、以前の状態での維持 (die Erhaltung im früheren Zustande) は、以前の価値の保持 (die Aufrechterhaltung des früheren Werts) とは同じでないということである。工場や鉄道設備は、その状態が以前よりも良くなっているにもかかわらず、価値的には下落していることがある。その理由は、競争の激烈、景気の悪化などによって企業の収益力が悪くなり、価値的に下落することがあるからである。²⁹

2. 第Ⅱの主要種類に属する会社は、不動産、動産ないし債権を、売却ないし回収する (Veräußerung resp. Einziehung) ために、一言でいうと転換する (Umsetzen) ために取得し、この方法で利益を稼得することを企業の目的としている会社である。³¹ このばあい企業の目的遂行は、単一の基本資産の継続的保有を条件とするのではなく、さまざまな基本資産を連続的かつ一時的に取得することが条件となる。したがってこのような会社は、固定の基本資産ではなく、変動の基本資産 (variabeles Grundvermö-³²

27 v. Strombeck, a. a. O. S. 5.

28 v. Strombeck, a. a. O. SS. 5-6.

29 v. Strombeck, a. a. O. S. 6.

30 *Ebenda*. また岩田巖『利潤計算原理』昭和31年、同文館、97-98頁をも参照。

31 v. Strombeck, a. a. O. S. 6. したがって、これに属する会社は、第Ⅰの主要種類に属する会社のように、基本資産の継続的利用を目的とはしていない。

32 シュトロームベックは「変動の基本資産」についても明確な定義を与えていない。

gen) をもつ。³³これに属するのは、銀行、商事会社などである。³⁴

3. 第Ⅲの主要種類に属するのは保険会社 (Versicherungsgesellschaft) である。保険会社のばあい、基本資本は、一部は経営のための基金として使われるけれども、大部分は保険義務履行のための保証基金 (Garantiefonds) として使われる。ただし現金で払い込まれた基本資本が保証基金として使われるといっても、現金のまま置いておかれるのではなく、有価証券の購入など利益を生み出すよう投資される。この意図は、資本を無利子で放置しておくことによって生ずる損失を避けることにある。³⁵

つまり保険会社にとって基本資本を基本資産へ転換すること (投資) は、企業の目的を遂行し、それを促進する手段 (副次的目的) である。これに対し第Ⅱの主要種類の会社が同じ方法で利子を生み出すよう投資するばあい、その投資から利益を稼得することが企業の目的となる。保険会社のばあい、保証基金による保険義務履行が第一の目的であり、投資は、その与える確実性によって、一般大衆に対し保険契約に応ずるよう刺激を与えることになる。³⁶

4. 以上において株式会社が4つに概念上区分された。それは、企業の目

い。ここでも「変動の基本資産」をあえて定義付けするならば、「企業の目的」のために、不動産であれ、動産であれ、一定の資産を連続的かつ一時的に取得することが不可欠なばあい、その目的のために基本資本でもって取得された資産、ということになる。

33 この主要種類に属する会社のばあい、第Ⅰの主要種類の株式会社のような基本資本の固定化は原則として生じない。

34 第Ⅱの主要種類に属する株式会社の基本資産について、レーベンフェルトは次のように述べている。

「まず第一は、株式会社の基本資産が専ら現金で存在しうるばあいであり、これは、例えば、会社の目的が銀行取引 (Bankgeschäft) や商行為 (Handelsgeschäft) の経営に向けられているような、すべての会社のばあいに妥当する。この会社の資産は、一時的にそれら取引 (Geschäft) の中に姿を隠し、それら取引から、同じような利用のために何回も繰り返し現金で環流してくることになる。」 Löwenfeld, Hermann, a. a. O. S. 39.

35 v. Strombeck, a. a. O. S. 7.

36 *Ebenda*.

のと、その目的によって条件付けられる基本資本の基本資産への転換の2つを基準に区分したものであった。³⁷しかし、実際上はこれほど明瞭には現われない。例えば分類Ⅰの1に属する鉱業会社でも、実体の消費のない機械(ただし実体の損耗は生ずる。)が必要であり、その限りで分類Ⅰの2に属する。また分類Ⅰに属する会社といえども、売却目的の資産をも所有することは不可避であり、この点で分類Ⅱに属する。³⁸

さらに分類ⅡおよびⅢの会社(銀行、保険会社)といえども、営業所として継続的な利用を目的とした建物を取得する(この点で分類Ⅰの会社に類似する)。しかし、このばあい注意すべきことは、そのような固定の会社資産の取得が企業の目的を形成するのではなく、目的遂行のための手段にすぎないということである。³⁹この会社の目的は、固定の会社資産を取得することなく、例えば営業所を賃借りすることによって遂行できる。これに対し分類Ⅰに属する会社のばあい、固定の基本資産の保有は企業の目的遂行のために不可欠であり、固定の基本資産なしでは会社は存在しえない。⁴⁰

5. 今までの論述は、株式資本のみで固定の基本資産を取得しているような会社を考えていた。しかし多くの会社は、借入れや社債発行によって調達した資金で、企業の目的遂行のための固定の会社資産を取得し、継続的に利用している。次にこれについて考えてみよう。

例えば、株式資本と社債発行による資金の両方によって固定の会社資産を取得している鉄道会社があるとする。このばあい2つのケースが考えられる。1つは、それぞれの資金の利用方法が決まっているばあい——例えば株式資本による資金は本線の鉄道建設、社債発行による資金は支線の建設というように——である。このケースでは、基本資産、つまり株式資本

37 v. Strombeck, a. a. O. SS. 7-8.

38 v. Strombeck, a. a. O. S. 8.

39 Ebenda.

40 Ebenda. ただし、第三者の鉱山、工場、鉄道などを賃借りすることによって経営するばあいは別である。

でもって製作された鉄道設備は、特定の資産として物理的に認識可能である。⁴¹

第2のケースは、本線の建設のために、株式資本と社債の両方の資金が使われるばあいである。このばあい、株式資本によって建設された部分（基本資産）はどの部分なのか、社債によって取得された部分はどの部分なのかは、むろん外見的には区別できない。しかも、鉄道自体が統一的な複合体を形成しているという状況は、そのように区分することをも無意味なものとする。このばあい基本資産は、鉄道設備の観念上の一部として把握されうるにすぎない。観念上の一部としての基本資産の大きさは、利用されている基本資本の額によって決められる。⁴²

要約すると、基本資産は、基本資本でもって取得された会社資産の全体として、あるいは会社資産のそれ相応の実際の部分 (wirklicher Teil des Gesellschaftsvermögens) 又は観念的部分 (ideeller Teil des Grundvermögens) として把握される。重要なのは、この本来の意味における基本資産という概念については、鉄道会社に関していえば、価値問題は（少なくとも第一義的には）どうでもよい事柄だということである。⁴³ というのは、これらの会社のばあい、基本資産の利用による果実が利益となるのであり、基本資本と比べて基本資産の価値が高くても低くても、少なくとも第一義的には利益の計算には直接関係がないからである。⁴⁴

これに対し分類Ⅱに属する会社（銀行、商事会社）のように、最初に基本資産を形成していた資産項目に代って、例えば販売によって別の資産項

41 v. Strombeck, a. a. O. S. 9.

42 v. Strombeck, a. a. O. SS. 9-10.

43 v. Strombeck, a. a. O. S. 10.

44 v. Strombeck, a. a. O. S. 11. むろん、利益の計算にあたり、将来の更新のための支出をどのように考えるかは重要であり、その額を決定する一つの要因として、基本資産の価値が重要性をもつかもれない。しかし、本文でも述べたように、基本資本の額と比較して、基本資産の価値が高いか低いかは、これらの会社の利益を計算するばあい、少なくとも第一義的には無関係である。

目が現われてくるようなばあい、⁴⁵ 価値決定は不可欠である。というのは、販売によって入手した債権や手形がどの程度基本資産に属するのか、その結果、基本資産をこえる余剰として株主に配当すべき利益額がどのぐらいになるのかを決定しなければならないからである。これについては第VI節で論じる。

まず次節においては、以後の議論の前置きとして、商法典の要求する「基本資本維持の理論」が、株式会社の基本資産の概念に及ぼすかについて考察しておきたい。

IV 基本資本維持の理論のもつ意味

商法典の要求する基本資本維持の理論は、基本資産と基本資本との関係について2つの要求を行う。一つは、基本資産はすでに最初の取得のさいに少なくとも基本資本と同じ価値であるべしという要求であり、もう一つは、将来においても少なくとも同じ価値であるべしという要求である。⁴⁶

したがって、このような要求から出てくるのは、将来の何らかの時点で貸借対照表を作成し、それによって本来の基本資産（例えば鉄道設備又は工場設備）の価値が基本資本の額よりも低くなったということが明らかになると、別の会社資産（本来の基本資産以外の会社資産）の価値によって補填されることが必要になる。この意味では、基本資産とは、基本資本の額を補填するためにその価値が使われるかぎり、その価値の使われるすべての会社資産を包括する。⁴⁷

換言すると、商法典の意味における基本資産の概念に関しては——商法

45 v. Strombeck, a. a. O. S. 10, Anm. 7.

46 v. Strombeck, a. a. O. S. 12. シュトロームベックは、基本資産の価値が基本資本の額と少なくとも同じ価値であることを、「等価値性」(Gleichwertigkeit)と名付けている。本稿においても以下これに従う。

47 Ebenda.

典が概して「基本資産」という語を知っていると仮定するならば——、基本資産を形成する会社資産が、株式資本から取得されたのか、任意の出捐からなのか、社債発行による資金で取得されたのかどうかは、どうでもよいことになる。基本資本の額と等しい価値をもつ会社資産が、商法典の意味の「基本資産」を形成する。⁴⁸

基本資本維持の理論がこのような内容をもつものであるならば、将来の貸借対照表作成時点において、本来の意味での基本資産が物的な意味で完全に (intakt) 存在しているばあいであっても、例えば鉄道設備が最良の運行状態で存在しているばあいでも、商法典の意味では完全には (vollständig) 存在していないということがありうる。⁴⁹ というのは、最良の状態にある鉄道設備について、何らかの偶然の原因でその価値が減少したばあい、その価値減少分は、商法典の意味では基本資産の損失となるからである。⁵⁰

さらに基本資本維持の理論は、前述のように基本資本の額に等しい価値をもつ会社資産を商法典の意味での基本資産とみなし、この部分の維持を要求する。このことは、逆に、本来の意味での基本資産の価値が増加したばあい、基本資本の額をこえる増加価値部分は、商法典の意味での基本資産ではなくなり、この部分を配当として処分しても法律上全く問題はないということになる。⁵¹

このような内容をもつ基本資本維持の理論が、商法典の要求するようには、はたしてすべての株式会社に適用可能なかどうかの問題である。次節では、まず固定の基本資産をもつ株式会社に対し基本資本維持の理論を適用することについての、シュトロームベックの批判的主張についてみて

48 *Ebenda.* したがって、基本資本の額を補填するために必要な会社資産は、すべて基本資産と見なされる。

49 v. Strombeck, *a. a. O.* S. 12-13.

50 v. Strombeck, *a. a. O.* S. 13.

51 *Ebenda.*

みよう。それは主として次の3点に分けられる。⁵²

- ① 基本資本維持の理論の要求する、基本資本と基本資産との等価値性は、固定の基本資産をもつ株式会社のばあい、はたして存在するのか。
- ② 基本資本維持の理論を固定の基本資産をもつ株式会社に適用することは、会社債権者の保護につながるのか。
- ③ 基本資本維持の理論の前提となる売却時価の決定は、固定の基本資産をもつ株式会社のばあい、はたして可能なのか。

以下、この順序に従い、基本資本維持の理論の実務上の適用可能性について検討を加えていき、最後にシュトロームベックの主張する、固定の基本資産をもつ株式会社の利益決定方法について述べる。

V 固定の基本資産をもつ株式会社

1. 基本資産と基本資本の等価値性

商法典の要求する基本資本維持の理論は、前節でみたように、すべての時点について基本資本の額と等しい会社資産の価値の維持（等価値性）を要求する。この等価値性が実際の経験を前提としており、また実際上もそれが成立するなら、この理論は根拠付けられる。しかし経験はまさにその逆を示している。⁵³

例えば、株式会社が固定の基本資産をはじめて取得または製作したばあいを考えてみよう。その時点ですでに等価値性は存在しない。というのは、特定の事業のために特に製作された工場設備や鉄道設備は、それらを取得直後に売却しても、取得に要した額を取り戻すことはできないからで

52 v. Strombeck, a. a. O. SS. 13-29. ただし、これらの批判点が、彼の論文の中で3つの項目に分けられて論じられているわけではなく、シュトロームベックの主張の要点を整理するならば、主としてこの3つに大別できるということである。

53 v. Strombeck, a. a. O. S. 16.

⁵⁴
ある。

また工場設備や鉄道設備は、一定の企業目的のために集められた有機的な統一体をなす。このような統一体をなす資産の価値は、そのもつ効用、すなわち収益力を基礎として計算しなければならない。⁵⁵すると、開業後数年にわたり利益分配の不可能なことが一般に知られている鉄道営業のばあい、そのような低い収益力にもとづいて計算される鉄道設備の価値は、そのために利用された基本資本の額よりも低くなる。新しく設立された鉄道会社は、もしその会社に基本資本維持の理論が厳密に適用されるなら、鉄道設備の価値が投下された基本資本の額よりも低くなり、その結果商法典の規定に従うと、事業開始の当初において「欠損」(Unterbilanz)に出くわすという奇妙な結果となってしまう。⁵⁶

さらに、等価値性を開業後すべての時点について要求することも意味がない。というのは、固定の基本資産も、一般的な景気変動の影響からのがれられないからである。最良の操業状態にある固定の基本資産をもつ会社でも、戦争や好不況など無数の経済的要因からのがれられない。⁵⁷それによって会社の収益力が変動し、その結果固定の基本資産の価値が上下するからである。

さらに、収益力は高いにもかかわらず、戦争のために固定の基本資産の売却価値のみが低い(基本資本の額の80%)鉄道会社を考えてみよう。この会社が貸借対照表を作成すると、20%の価値減少が明らかとなる。基本

54 この点は既製の機械類を購入したばあいでも同じであって、取得直後に売却しても、買入、運搬、据付等のために要した支出額は少なくとも取り戻すことはできない。松本蒸治『営業用固定資産の評価』『法学新報』22巻7号、染谷恭次郎編集『我国会計学の軌跡・第一巻』昭和56年、雄松堂書店、485頁。また、太田哲三『固定資産会計』昭和26年、中央経済社、31-32頁、161頁。岩田巖、前掲書、95頁をも参照。

55 岩田巖、前掲書、97-98頁。

56 v. Strombeck, a. a. O. S. 17. 松本蒸治、前掲論文、484-485頁。岩田巖、前掲書、95頁。このことは、開業後数年間は配当不可能な、すべての固定の基本資産をもつ株式会社に当てはまる。

57 v. Strombeck, a. a. O. S. 17.

資本維持の理論にもとづくなら、鉄道営業によってうみ出された経営純利益は、20%の価値減少を補填するまで配当できず、蓄えられなければならない。会社の営業が順調で何ら資金を必要としないばあい、この蓄えて何を行うべきなのか。会社が債務を負っているなら、それを償還できる。しかし債務がないばあい、この蓄えを強制的な準備基金としたり、あるいは基本資産がその後価値上昇したばあいに特別配当として分配するために、この蓄えを利子があがるよう投資することぐらいしかないのである。⁵⁸

基本資本維持の理論を突き詰めていくと、このように株式会社以外では考えられないような財務基準が要求されることになる。このような処置は実際には全くおかしい。というのは、国家は、国家の鉄道の純収益を、鉄道のその時々価値を考慮することなしに計算しているからである。また、農場や工場の収益で生活している人は、農場や工場の価値が偶然に低下しても、これから得られる純所得が少なくなったとは考えないからである。⁵⁹

固定の基本資産と基本資本との等価値性が、経験上、それ自体としてはめったに成立しないということが事実であるとしても、それにもかかわらず、基本資本維持の理論は、会社債権者保護の観点から必要であるということによって、正当化しようと試みられている。しかし、このような債権者保護の観点からの理由付けも根拠がない。

2. 債権者保護への役立ち

会社債権者の保護を目的として基本資本の維持を要求するという考え方によれば、基本資本とは、株式会社がその債務の履行のために提供する唯一の保証であるという。付言すると、基本資本が基本資産の一部となって具体化し、その具体化した基本資産が、債務の履行のための保証になると

58 v. Strombeck, a. a. O. SS. 18-20.

59 v. Strombeck, a. a. O. S. 20.

⁶⁰
いう。

むろん、固定の基本資産をもつ株式会社に与信を与えようとする債権者は、固定の基本資産が債務の保証にならざるをえないということを十分かかっている。しかし、固定の基本資産の価値が偶然の価格変動が原因で下落しても、債権者は幻滅しない。与信を与えるばあい、基本資本でもって取得された固定の基本資産の価値低下の危険を、あらゆるばあいについて考慮するからである。⁶¹つまり、基本資本の額の大きさではなく、基本資産の収益力によって条件付けられる会社の財産状態 (Vermögenslage) を調査し、それにもとづき与信を与えるため、たまたま基本資産の価値が低くなっても、債権者は気にかけない。このことは、全く収益のあがらない鉄道会社に、会社が多額の基本資本を鉄道建設に使ったという理由で与信を与えるような人はいない、ということからも明らかである。⁶²

つまり、固定の基本資産をもつ株式会社の信用を判断する基準は、基本資本の額にあるのではなく、固定の基本資産の収益力にある。実務上もこのように行われているので、法が、固定の基本資産をもつ株式会社に対して、基本資本の額に等しい固定の基本資産の価値の維持を強制するような理由は、何ら存在しない。⁶³

また基本資本維持の理論は、本来の基本資産自体の維持や信頼のおける修繕 (solide Instandhaltung) を請け負わせるのに適していないということが、経験上知られている。⁶⁴無責任な会社役員は、基本資本の維持が強制されても、容易に基本資産自体を配当分配によって減少できる。一つは、資産の売却価値を貸借対照表上で非常に高く記載するという方法である。もう一つは、正規の修繕 (ordnungsmäßige Instandhaltung) を怠ること

60 v. Strombeck, a. a. O. SS. 22-23.

61 v. Strombeck, a. a. O. S. 23.

62 v. Strombeck, a. a. O. SS. 23-24.

63 v. Strombeck, a. a. O. S. 24.

64 *Ebenda.*

によって生じた価値低下を、貸借対照表上考慮しないという方法である。⁶⁵
 いずれの方法も架空の利益が配当にまわされることになり、ひいては会社債権者を危険にさらすことになる。

前節でみたように、基本資本維持の理論によれば、本来の基本資産自体の価値が基本資本の額をこえるばあい、そのこえる部分については配当として処分可能であった。そこで基本資本でもって取得された、20%の配当を生み出す工場を考えよう。この工場は、その高い収益力に相応する売却価値で貸借対照表に記載される。この増加価値部分は基本資本の額をこえる余剰であり、配当可能である。これを配当として処分するために、その額だけ借入れを行い、株主に配当支払いする。これら一連の流れは、基本資本維持の理論にもとづくなら法律上全く問題はない。しかしながら、このような処置は、基本資本の額に等しい会社資産の価値を維持しようとしても、基本資本に代って現われる基本資産の実体が、会社債権者から奪われる可能性がある。⁶⁶

65 *Ebenda.*

66 *v. Strombeck, a. a. O. SS. 25-26.* このような評価益の計上に対する処置として、シュトロームベックは取得原価評価に言及し、次のように述べている。

「配当量の決定に関する定款の諸規定は、通常、基本資本維持の理論のこのような不快な結果に対して、保護を与えている。このことは特に鉄道会社の定款に当てはまる。しかしながら、当然そのような処置に対する法律上の保護がなくて困る。貸借対照表作成のための AHGB 239条 a という、部分的に——AHGB 217条の結果——自明の、したがって余計な規定に代って、エッケルホイザー『株式制度の欠陥』81頁によって提案されているように、取得価額 (*Erwerbspreise*) 又は製造原価 (*Selbstkosten*) が、たな卸表額 (*Inventursätze*) の上限を形成すべし、という規定が行われた方がよかった。」*v. Strombeck, a. a. O. S. 26, Anm. 15.*

エッケルホイザーは次のように述べている。

「改革は、株式会社に関して、堅実性の偽りの外観のみ与え、実際には不堅実性の極めて便利な仕組みである31条及び239条 a を遠慮なく投げ捨て、特別な貸借対照表原則の設定を個々の定款に委ね、その取扱いを会社の機関に委ね、そして裁判官の判決のための指令 (*Direktiv*) として、『貸借対照表は、一般的には財務上の生存条件にとつて、特別には当該専門にとつて、商業上堅実であると見なされる諸原則に従って、作成されなければならない。』という唯一の原則のみと、『取得価額又は製造原価が、たな卸表額の上限を形成すべし。』という唯一の一般的

また、定款によって、実際の現金額として準備基金 (Reservfonds) 又は更新基金の積立てが要求されている会社を考えよう。この会社が、上述の20%の収益力に相応する価値増加と同じ額を、準備基金又は更新基金として積立て、それを配当分配に使う。基本資本維持の理論によれば、このばあいも法律上全く問題はない。しかし基本資本維持の理論の適用によって、準備基金又は更新基金の積立ての意図が台なしにされるおそれがある。⁶⁷

さらに、基本資本が固定の基本資産に投下され、継続的に固定化されているという状況を考えてみよう。この固定の基本資産は企業の目的遂行のために不可欠であり、会社が存続していくためには、いかなる形であれ、売却されてはならないものである。⁶⁸ このことは、株式会社が会社の継続中に債務の償還を行うためには、基本資産の収益から償還しなければならないということを条件付けている。基本資産の実体から償還するならば、(実体の減少によって) 企業の目的遂行が不可能となり、会社の存続を危うくすることになるからである。したがって、このばあい会社債権者は、基本資産の実体の価値を基準に与信を与えているというよりは、むしろ債務償還の基準となる基本資産の収益力を基準にして与信を与えざるをえず、また実際にもその通りなのである。このような状況も、部分的ではあるが、債権者保護を目的とする基本資本維持の論拠を否定することになる。⁶⁹

な制限のみを設定すべきである。後者は、積極的な諸原則がないので、唯一の可能な、しかし完全に効果的な消極的な規定であり、株式会社に対して、実際には稼いでいない配当の支払いを現実防止するために、つまり擬制で決定された配当によって会社の食いつぶしを予防するために、設定されるものである。」Oechelhaeuser, Wilhelm, *a. a. O.* SS. 80-81.

67 このような定款については、前掲拙稿「ドイツ動態論生成以前の株式会社の利益決定(2)——19世紀プロイセンにおける鉄道以外の株式会社定款規定の変遷——」121頁を参照されたい。

68 v. Strombeck, *a. a. O.* S. 26.

69 v. Strombeck, *a. a. O.* S. 24.

70 v. Strombeck, *a. a. O.* SS. 24-25.

これまでみてきたように、基本資本維持の理論の論拠として主張されているような、基本資本が会社の信用の基礎を形成するはずであるということ、その結果、基本資本の額に等しい会社資産の価値が担保物として維持されるべきであるという仮定は、固定の基本資産をもつ株式会社については妥当しないということが明らかとなったと思う。会社債権者保護のためには、

① 固定の基本資産は、企業の目的遂行のために必要かつ十分な状態で維持すべきこと、

② 固定の基本資産のどの部分も、いかなる形であれ、会社債権者その他の利害関係者から奪われてはならないこと、

という債権者の期待だけが重要なのである。⁷¹ 固定の基本資産をもつ株式会社に関して基本資本維持の理論が捨て去られてしまうならば、この方向への予防措置が正当かつ必要なのであり、また可能なのである。

3. 売却時価決定の不可能性

最後に、固定の基本資産をもつ株式会社に対し基本資本維持の理論を適用したばあいの最大の困難性について述べなければならない。それは、固定の基本資産は、確定した、認識可能な売却価値をもっていないということである。⁷² 売却価値を、ほぼ間違いのないぐらゐの確かさで決定することは、多くのばあい不可能である。例えば、配当のない鉄道会社を考えてみよう。このような極端なばあいはともかくとしても、ほぼすべてのばあい、

71 v. Strombeck, a. a. O. S. 24. ただし、第 I の主要種類のうち下位分類の第 1 に属する会社（例えば鉱山会社）は、その他に逐次償還 (allmähliche Amortisation), あるいは特別な保証基金 (Haft-Fonds) の積立てが要求される。その理由は、このような会社のばあい、基本資産の実体の消費が避けられないからである。v. Strombeck, a. a. O. S. 15; Vgl., Keyßner, Aktienzinsen, Dividende, Bauzinsen, Bilanz, in: *Archiv für Theorie und Praxis des Allgemeinen Deutschen Handels- und Wechselrechts*, 32. Bd., 1875, S. 141, Anm. 71.

72 v. Strombeck, a. a. O. S. 27.

固定の基本資産の売却価値を決定することは困難であり、恣意性をまぬが
れない。⁷³

このように売却時価を決定できないという状況は、売却価値の決定を不可欠の前提とする基本資本維持の理論という法律上の理論が、固定の基本資産をもつ株式会社に関して、実務上役に立たず、支持しえないということを示すものである。そのため固定の基本資産をもつ株式会社としては、⁷⁴法律を無視するか、あるいは不可能な価値決定をあえて行い、偽りの貸借対照表を作成するかのいずれかをとらざるをえない。⁷⁵いずれをとるにせよ、法律の要求する基本資本維持の理論によって条件付けられる完全な財産貸借対照表 (vollständige Vermögensbilanz) にもとづく配当の決定は、⁷⁶不可能であるのは明白である。

固定の基本資産をもつ株式会社も、設立のさいに基本資本を確定するこ

73 田中耕太郎『貸借対照表法の論理』昭和19年、有斐閣、305-306頁。この点について、カイスナーも次のように批判している。

「この諸原則《AHGB § 29, § 31》に従い鉄道について貸借対照表を作成することは不可能である。極めて高価な個々の資産、軌道について、商法典の要求している価値決定は行われえない。そこでの貸借対照表は、たな卸表《作成》の可能性が前提となっている。たな卸のばあい、個々の資産が、貨幣への交換と資産への再交換が可能であるように、それと交換に獲得される価格に従って、貨幣で計算されることができる。諸規定は、商品取引や銀行取引 (Waaren- und Bankgeschäfte) のための規則に従い与えられているのであり、合目的な不動産所有は引っ込んでしまっている。」Keyßner, a. a. O. S. 138.

エッケルホイザーも次のように批判している。

「一般原則《§ 31》は、個人や商事会社のためには決して利用可能ではなく、それは、単に、清算又は解散のための財産目録の作成のためにだけ利用可能であるにすぎない。この一般原則は、株式会社には絶対に不可能であり、したがって永久に空文 (toter Buchstabe) のままであり、あるいはそれどころか、不堅実な建設会社のばあい、でたらめの貸借対照表 (Schwindelbilanz) を隠蔽するためにさえ使われている。企業の不動産価値又は動産価値が、最初から、毎年、査定という富くじ遊びのもとにおかれ、これによって株式会社の事業経営の利益又は損失が決定され、しかも利益は現金で分配されるべし、というばあいの混乱を考えてみよ。」Oechelhaeuser, Wilhelm, a. a. O. S. 79.

74 v. Strombeck, a. a. O. S. 27.

75 Vgl., Keyßner, a. a. O. S. 141.

76 v. Strombeck, a. a. O. S. 28.

とが法律上義務付けられている。これは、会社の信用の基礎を得るために合目的であるといわれる。しかしながら、今まで見てきたように、基本資本が会社の信用の基礎を形成することはない。実際上もっていない意義を、法が、基本資本に与えることはできず、また与えてはならない。このような意義を認めないことによって、基本資本維持の理論も否定されることになり、ひいては完全な財産貸借対照表による配当の決定も、財産貸借対照表の中で固定の基本資産を売却価値で評価する必要もなくなる。

4. 経営貸借対照表と財産一覧表

配当の決定は、プロイセンの監督官庁の監督のもとに鉄道会社の会計実務として長い間行われてきた経営貸借対照表 (Betriebsbilanz) (収入余剰計算) によって行う。

77 v. Strombeck, a. a. O. S. 29. 「……大いの株式会社によって、一定の基本資本は定款上確定される。株式会社を設立するばあい、企業の目的にとって必要となる資本がどの程度の額になるであろうかという見積りの実務上の必要性は、明らかに存在している。この資本の大きさは、本質的には推定上の収益力に依存し、それ故、通常、株式会社の設立の可能性が依存している。したがって会社の発起人は、必要な基本資本の額の定款上の確定の世話をし、それを公示することのみ関心をいだいている。それ故、基本資本の第一の意味は、単純に、基本資本は当該株式企業にとって必要な資本の見積りである、という意味にすぎない。」
v. Strombeck, a. a. O. SS. 15-16.

78 v. Strombeck, a. a. O. S. 29.

79 プロイセンの監督官庁が、鉄道会社の利益計算方法として、収入余剰計算ないし経営貸借対照表を認めてきたということについては、前掲拙稿「ドイツ動態論生成以前の株式会社の利益決定——19世紀プロイセン鉄道会社の定款規定の変遷——」を参照されたい。また、この事実を認めた判決として、1879年9月9日の帝国上級商事裁判所の判決がある。そこでは次のように述べられている。

「その成果が分配可能な純利益として現われる貸借対照表とは、……単なる営業収入 (Betriebeinnahmen) 及び支出がそこに記載される純経営貸借対照表 (reine Betriebsbilanz) である。

プロイセン州官庁の同じ立場は、AHGB の施行以前も、施行以後も、州と鉄道会社との間で締結された配当保証契約から明らかである。これらすべての契約において……純利益と呼ばれているのは、当期の管理費、維持費及び営業費、準備基金、更新基金及び償還基金の額を控除したのちの年度収入なのである。」*Entscheidung des Reichs-Oberhandelsgerichts*, Bd. 25 (9. 9. 1879), Stuttgart 1880, SS. 320-321.

本資産が収容され、しかも最高限度貸借対照表作成時点の売却価値で(時価以下主義)で記載される。これに対し貸方側には、営業支出や、借方の変動の基本資産の取得のために使われる基本資本の部分が対照される(図1参照)。変動の基本資産の価値低下が生じたときには、低下分は、営業

図1 シュトロームベックの提唱する経営貸借対照表

(借方)	経営貸借対照表	(貸方)
① 営業収入		① 営業支出
② 準備基金等の実際有高		② 社債の利子及び償還の額(当期の営業収益から支払うべきもの)
③ 基本資本の未利用額の実際有高, 変動の会社資産の実際有高		③ 過年度の支払債務の支払予定額
④ 過年度の債務の支払いのために, 営業収益から留保されていた資金		④ 準備基金等への繰入予定額
		⑤ その他の支出の予定額
		⑥ 営業収入余剰(純収益)

80 経営貸借対照表が実際にどのようにして作成されたのかを知る手がかりとして、1863年認可ケルンゾエスター鉄道会社の定款規定を示しておきたい。そこでは、27条として次のように規定されている。

「……貸借対照表においては、当該年度のすべての収入がその現金額で、未回収金があればその名目額で、ただしそれが不確実ならば管理役会の側で確実と思える評価額で、そして現存する建設資材(Baumaterialien)及び貯蔵品(Vorräte)は原価価格で、ただし価値減少が生じているばあいにはそれを考慮して、借方として記載される。これに対し貸方として、当該営業年度において生ずるが、しかし準備基金又は更新基金(9・10条)からは支払われないすべての支出が、年度末に未払金が残っていればその未払金も含めて記載される。……」*Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten*, 1864, SS. 126-148, hier S. 137. 当時の経営貸借対照表の実際例として、前掲拙稿「ドイツ動態論生成以前の株式会社利益決定——19世紀プロイセン鉄道会社の定款規定の変遷——」63-64, 73頁も参照されたい。

81 図1は、1882年のシュトロームベックの論文(Zur Bilanzauflistung der Aktiengesellschaften, in: *Zeitschrift für das Gesamte Handelsrecht*, 1882, 28. Band, SS. 459-508, hier SS. 503-506)によって作成した。そこでは次のようなものが記載されると述べられている。

「経営貸借対照表の借方側: 1) 営業収入(前年度の純収益の繰越額を含む。), 2) 準備基金, 更新基金等の実際有高, 3) 基本資本及びその他の設備資本の未利用の残余についての実際有高, 変動の資産の実際有高, 4) 過年度の債務の支払いのために, 営業収益から留保されていた支払資金。

経営貸借対照表の貸方側: 1) 営業支出, 2) 当該年度の営業収益によって支払われる, 優先社債の利子及び償還の額, 租税の予定額, 3) 過年度から残っている営業収益によって支払われるべき支払債務の予定額, 4) 準備基金等への繰入

収益から補填が行われなければならない。⁸²

経営貸借対照表とともに、あるいは経営貸借対照表と合わせて一体となる《つまり一つの報告書を形成する》「財産一覧表」(Vermögensübersicht)が毎年作成されるべきである。財産一覧表には、借方側に、固定の基本資産および固定の経営資産——後者は基本資本以外の、社債その他の資金でもって取得されたものである——の全部を記載し、貸方側には、基本資本および固定の経営資産を取得するために調達された債務が、すでに償還済のものまで含めて、記載される(図2参照)。⁸⁴

図2 シュトロームベックの提唱する財産一覧表

(借方)	財 産 一 覧 表	(貸方)
固定の会社資産 (固定の基本資産+固定の経営資産)	固定の基本資産を取得するために要した基本資本の額	
	固定の経営資産を取得するために要した債務の額(償還済分を含む)	

↘ 入れ予定額、5) 営業収益によって支払われるべきその他の支出の予定額(例えば、創立費)、6) これらすべての支出を控除したのちに残る営業収入余剰」
 経営貸借対照表においては、「当該年度の営業収益から支払われる、社債の償還額」が貸方項目として記載される点の特徴である。

82 v. Strombeck, a. a. O. S. 29.

83 *Ebenda.*

84 v. Strombeck, a. a. O. SS. 29-30. このように借方の鉄道設備と、この設備を建設するために調達された基本資本や社債を、償還済のものまで含めて、貸方として同じ金額で対応させて表示する方法は、当時「固定勘定のシステム」(System des stabilen Konten)と呼ばれており、これもまた監督官庁の監督のもとに発展してきた実務であったという。帝国上級商事裁判所は次のように述べている。「貸借対照表の作成に関する鉄道会社の長年の実務は、監督官庁の監督のもとで、鉄道会社はその設備の価値として、そのために利用された設備資本の額を記載し、したがって設備資本と、その設備の価値とを釣り合わせるというように発展してきたということは、よく知られている。このような方法は、それ以外の方法では合理的には行われえないということが認められる一方で、そのような方法は、AHGBの強制規定、すなわち、213条及び239条aに反しているという見解も主張されている。……」

それにもかかわらず、当該の方法が法律と矛盾しているということは許されえないことである。まず第一に、プロイセンの立法者やプロイセンの監督官庁が、↗

このような財産一覧表は、株主だけでなく、債権者など財産状態の概観を得ようとしている人たちにとって不可欠である。というのは、企業の収益力を示す経営貸借対照表は、それ自体としては、このような概観を得るためには十分でないからである。⁸⁵

VI 変動の基本資産をもつ株式会社

変動の基本資産をもつ株式会社（銀行、商事会社）のばあい、状況は全く異なる。変動の基本資産をもつ株式会社の基本資本は、固定の基本資産をもつ株式会社の基本資本とは、本質的に異なる意義を有しており、その結果基本資本の維持は不可欠である。⁸⁶

変動の基本資産をもつ株式会社の目的は、株式の発行によって得た基本資本でもって、単に一度だけでなく、連続的に何度も基本資産を取得することにある。最初の基本資産に代って、例えば商品や有価証券に代って、販売が行われた後に別の基本資産が現われるはずであり、それに代ってまた別のものが現われる等々となっていく。したがって基本資本は、固定の基本資産のばあいのように永久的に手ばなされ、固定化するのではなく、基本資産が売却されるたびに、部分的に会社の金庫に還流してくる。⁸⁷

∟そのような矛盾をたえず見逃していたのか、あるいは彼らによって意識的に無視されてきたということが、すでに奇妙なことのように思えるであろう。すなわち、鉄道会社に対し認可を与えたり、定款の承認を与えたりするばあいや、鉄道会社の設備資本に対する国家の配当保証を与えたりするばあい、発生した損耗に対する補償 (Ausgleichung) は更新基金を作ることによって行うような、固定勘定のシステムを認めており、そしてそれに基づいていたということに関しては、何ら疑いが存在しえないのである。』 *Entscheidung des Reichs-Oberhandelsgerichts, a. a. O.* SS. 317-318.

85 v. Strombeck, a. a. O. S. 30.

86 *Ebenda.*

87 そのかぎりにおいて、基本資本は活動資本 (arbeitendes Kapital) として会社の手中にあり、直接的に会社の営業の基礎を形成する。v. Strombeck, a. a. O. SS. 30-31.

基本資産について販売の取引が行われると、販売された資産を取得するときに使われたのと同じ額が、収益から基本資本に還流してこなければならない。さもなくば、基本資本でもって常に新しい基本資産を取得するという企業の目的が遂行できなくなるからである。利益決定のためにも、売上げのどの部分が基本資本に属するのかを確定することは必要である。余剰のみが利益を形成するからである。⁸⁸

変動の基本資産をもつ株式会社の企業の目的によって、目的遂行のために決められた額で基本資本を維持するという必要性が与えられる。その結果、基本資本の額と同じ価値をもつ会社資産の部分をこえる余剰が、配当として分配される。これによって変動の基本資産をもつ株式会社のばあい、利益の決定は、完全な財産貸借対照表によつてのみ可能となる。そして資本の維持を確実にするために、財産貸借対照表を作成するさい、基本資本は貸方側に、基本資産は借方側に、しかも最高限度貸借対照表作成時点の売却価値で記載されるべしということが条件となる。⁸⁹

変動の基本資産の不利な販売によって、あるいは価格変動などによる価値低下によって基本資本が損失を被むったばあい、その他の基本資産によって稼得された利益が、まず第一に基本資本を完全なものにするために使

88 したがって変動の基本資産をもつ株式会社のばあい、基本資本の額が確定しないならば、利益の決定は不可能となる。仮に無額面株式を任意の価格で発行することが認められたとしても、発行によって調達された基本資本は、利益決定の基礎とされなければならない、そして当然維持されなければならない。v. Strombeck, a. a. O. S. 31.

89 売却価値の決定に関して、シュトロームベックは、これを決定することはやっかいであるけれども、避けられないとして、次のように述べている。「……この種の価値決定は固定の基本資産をもつ株式会社ほど大規模でもないし、また疑わしい結果とも結びついていない。基本資本は一定の取引所価格又は市場価格をもつ有価証券や商品に投下されていること、もしくは基本資本でもって大抵は確定価値をもつ手形債権 (Wechselforderung) その他の債権が取得されるということが、変動の基本資産をもつ株式会社の企業経営において通常行われると考えられるからである。例外はあるが、しかし通常を形成しない。」v. Strombeck, a. a. O. SS. 31-32.

われなければならない。⁹⁰

変動の基本資産をもつ株式会社が、継続的利用を目的とした事業用建物を取得するのはめづらしいことではない。しかし、この種の会社資産は、その取得が企業の目的のために絶対に必要なものではないということから、鉄道会社や鉱業会社などの固定の基本資産とは区別される。⁹¹ 鉄道会社や鉱業会社が所有する鉄道や鉱山を売却することは、企業の目的遂行不可能を意味する。これに対し銀行は、銀行営業にマイナスとなることなく、所有する事業用建物を売却でき、別の場所に貸借りして営業を継続できる。⁹² したがって、この種の資産については、より高い原価価値ではなく、最高限度売却価値で記載することが首尾一貫している。⁹³

今まで述べてきたことから明らかなように、変動の基本資産をもつ株式会社は、基本資本の額と等しい基本資産の価値を維持しなければならないという結論となる。したがって、このような会社は、企業の目的と、目的遂行のための基本資本の額を公示することによって、いわば社会に対し基本資本の維持を約束したことになる。同時に基本資本の額によって、会社の信用確実性が定まる。基本資本は会社の信用の基礎であり、そのため利害関係者は、基本資本が担保物として継続的に完全に維持されることを期待する権利を有している。⁹⁴

90 v. Strombeck, a. a. O. S. 32.

91 *Ebenda.*

92 v. Strombeck, a. a. O. SS. 32-33.

93 v. Strombeck, a. a. O. S. 33.

94 このことは、第Ⅲの主要種類としての保険会社にも当てはまる。保険会社も、損失によって基本資本が減少すると、減少分は営業収益から補填されなければならない。この意味では、保険会社は、変動の基本資産をもつ第Ⅱの主要種類の下位分類と見なすことができる。v. Strombeck, a. a. O. S. 33.

VII む す び

「むすび」を、次のような意見表明で始めることを許されたい。これは、プロイセン邦議会・鉄道認可制度調査特別委員会 (Spezial=Kommission zur Untersuchung des Eisenbahn=Konzessionswesens) において、鉄道会社社長 (Eisenbahndirektor) コッホ (Koch) が行ったものである。

「私は、商法典は、主として商事会社や銀行、概して不動産の形での積極財産 (Aktivvermögen) を少ししか所有していないような会社についてのものだと思う。構築物や土地の形で積極財産を多数所有しているような会社には、貸借対照表の作成について別個の規定が与えられるべきである。それは、鉄道会社にのみ適用されるのではなく、すべての大規模な工業会社 (industrielle Gesellschaft) にも適用したい。そこには、多くの工業会社が、毎年資産を評価し直し、それにもとづき配当を分配するというごまかしの大部分がある。これはまともな原則ではない。⁹⁵」

このようなコッホの意見表明⁹⁶や、今まで述べてきたシュトロームベック

95 *Anlagen zu den stenographischen Berichten über die Verhandlungen des Hauses der Abgeordneten während der 1. Session der 12. Legislaturperiode 1873-1874*, 3. Band, S. 1786. 千葉大学附属図書館の資料を利用した。貴重な資料を利用して頂いた千葉大学附属図書館に対し厚くお礼申し上げたい。

96 同じくライヒ鉄道長官シュエール (Scheele) も、同じ特別委員会において次のように述べている。

「……特に株式会社に関する章において、鉄道という制度が意識されていないのは明白である。そのため、1870年6月11日のライヒの法律《1870年改正法》の規定の一部、特に貸借対照表、配当計算及び支払不能 (Zahlungsunfähigkeit) についての規定は、鉄道には全く適さない。……商法典に注目しているのは、基本資本が本質的には変わらず、貨幣資本として利益を生み出すような株式会社である。鉄道のために調達された資本は、そのものとしては完全に消えてしまうはずである。資本に代って完成した鉄道が現われるので、鉄道の価値は、個々の構成部分に

の主張からわかるように、基本資本維持の理論にもとづく商法典の利益計算方式は、もともと銀行、商事会社などの変動の基本資産をもつ株式会社を念頭において規定されたものであり、膨大な設備を要する固定の基本資産をもつ株式会社を必ずしも考慮していなかった。したがって、このような商法典の規定の不備に対して、固定の基本資産をもつ株式会社の側から、あるいはそのような会社の商法に従った利益計算に対して、さまざまな批判が出されたのは当然のことであった。

このような状況のもとで、シュトロームベックは、株式会社の「企業の目的」と、その目的によって条件付けられる基本資本の基本資産への転換を基準にして株式会社を分類し、そして固定の基本資産をもつ株式会社には基本資本維持の理論は適用できず、それらの会社には基本資本維持の理論とは異なる別個の規定——鉄道会社の会計実務として長い間行われてきた経営貸借対照表による利益計算（収入余剰計算）——が必要であると主張した。

しかしながら、1884年商法（株式法）改正は、このようなシュトロームベックの主張には応じなかった。しかし、固定の基本資産について、その利用によって生ずる損耗（Abnutzung）に一致する額を取得原価から控除すること（減価償却）、あるいはそれら資産の修繕または更新のために更新基金の積立てを行うことを条件として、取得原価評価を認めた。

1884年商法（株式法）改正法理由書「……それにもかかわらず、そのような評価《取得原価評価》が正確であるべきだとするならば、評価を行うにさいし、《固定の基本資産の》使用による資産の恒常的損耗およびそれによって生ずる価値減少、ならびに役立つ状態でそれを維持すること

よって決まるのではなく、その効用 (Nutzen) によって、つまり鉄道全体が提供する収益によって決まる。」 *Anlagen zu den stenographischen Berichten über die Verhandlungen des Hauses der Abgeordneten während der 1. Session der 12. Legislaturperiode 1873-1874, a. a. O. S. 1744.*

によって生ずる費用を考慮に入れなければならない。たとえ、それは、損耗に一致する額を取得価額又は製作価額 (Anschaffungs=oder Herstellungspreise) から減価償却することによるものであれ、あるいは修繕又は更新に見合う、貸方に記載される更新基金の積立てによるものであれ。⁹⁷」

- 97 Entwurf eines Gesetzes, betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften, in: *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstags*, 5. Legislaturperiode, IV. Session 1884, 3. Band, Anlagen zu den Verhandlungen des Reichstags, Nr. 1-59, Aktenstück Nr. 21, S. 304. そこでは次のように述べられている。

「b. 1で立てられた原則の今一つの例外を、当草案 (§ 185a Ziff. 3, § 239b) は、設備その他再売却ではなく、継続的に会社の事業経営にあてられる資産に関して認めている。その所有は会社目的達成のために大抵なくてはならないものであり、したがってそれが欠ける (Abgang) と同種の新しいものによって補充されなければならないような、この種の資産 (Gegenstände) は、そこに投下されている基本資本の額の完全な代りである。用益価値は変わらず、売却価値は需給に応じてかなりの価格変動をうける、このような資産についても、年度貸借対照表において、適時の売却時価で記載せよと強制するならば、おそらく完全に誤った利益分配が行われることになろう。……別のばあい、例えば鉄道の場合は、一定の設備はそれ自体として全く取引価値も売却価値も持っておらず、そしてその設備を構成する個々の部分が持っている共通価値 (gemeiner Wert) は、その設備の価値評価については、全く何らの基準を示すものでもない。したがって、それらについては、完全に恣意的な、すべての確実な基礎を欠いた価値額が、貸借対照表に書き入れられなければならないのであった。

いわば固定の有高 (eiserner Bestand) を形成する、そのような設備及び資産の性質に一致するのは、その時点でのおそらくより低い価値を考慮することなく、それを調達又は製作するために会社によって費やされた額を計算の基礎とすることである。この額は、大抵はじめから会社定款で確定されており、あるいは株主総会のその後の決議で正確に確定されているからであり、したがって本当の実情が会社と契約を行った人によく知らされるからであり、それ故公衆の思い違いがほとんどありえないからである。

それにもかかわらず、そのような評価が正確であるべきだとするならば、評価を行うにさいし、使用による資産の恒常的損耗およびそれによって生ずる価値減少、ならびに役立つ状態でそれを維持することによって生ずる費用を考慮に入れなければならない。たとえ、それは、損耗に一致する額を取得価額又は製作価額から減価償却することによるものであれ、あるいは修繕又は更新に見合う、貸方に記載される更新基金の積立てによるものであれ。したがって、このような基準のもとに、当草案は、鉄道会社のばあいで今まで國家の監督官庁の承認を得た上で継続的に実行されており、学説や判例によって認められている実務に則つ

1884年改正法 185 条 a 「……(3)設備その他、再売却ではなく継続的に会社の事業経営にあてられる資産は、損耗に一致する額の控除が行われ、又はそれに見合う更新基金が計上されるかぎり、より低い価値を考慮することなく、取得価額又は製作価額で記載されてよい。……」

換言しよう。「固定の基本資産をもつ株式会社」と「変動の基本資産をもつ株式会社」とは、本来的には別個の利益計算方式がとられるべきであった。これに対して1884年改正法は、基本資本維持の理論にもとづく財産貸借対照表による利益計算方式（本来的には変動の基本資産をもつ株式会社の利益計算方式）に依然として固執した。しかし、その利益計算方式の中に、固定の基本資産の取得原価評価や減価償却、そして修繕又は更新のための更新基金の積立てを容認するという形で、固定の基本資産をもつ株式会社の利益計算を取り込み、それによって極めて巧妙な利益計算体系を打ち立てたということができよう。⁹⁸

このような減価償却や更新基金の容認がその後いかなる経過をたどるにせよ、インフレーション等さまざまな問題に直面している今日の会計学にとって、現代の財務会計の方法論的基礎である「貨幣資本維持の原則」を確立した1884年商法（株式法）改正法の立法の意図、そして当時の鉄道会社会計実務を基礎に論を展開し、それによって1884年商法（株式法）改正法を生み出すこととなったシェトロームベック（及び当時の商法批判の論者たち）の主張に対し、原点に帰って耳を傾けることも必要ではないかと思う。

ㄨ、株式会社に対し、上述の種類の設備その他の資産を、取得価額又は製作価額で評価することを許す。ただしこの評価を命令はしない。したがって、このような権限（Befugnis）が利用されないばあいには、この種の資産についても、上述の規則（§ 185a Ziff. 2）が効力を生ずる。」

98 これを契機として以後の会計理論は、名目貨幣資本維持のもとに固定資産の取得原価評価と減価償却をいかに理論体系化するかということに向かうこととなった。